

令和6年度 瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金（2次募集）  
事業審査（プレゼンテーション及びヒアリング）要領

●提出された申請書類から、補助対象事業に適合していると認められ、資格審査（書類審査）を通過した場合は、下記の通り事業審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行います。

1. 事業審査日時

令和6年7月12日（金）

※申請者ごとに開始時間を別途お知らせします。なお、審査の進行具合により、開始時間が早まる場合があります。

2. 場所

瑞浪市役所4階会議室（予定）

※別途通知する開始時間の10分前には瑞浪市役所商工観光課（4階）へお越しください。

3. プレゼンテーション

事務局の進行に従い、事業計画書に沿った説明を行うこととします。

① 時間：10分以内

② 参加者数：2名以内

※申請者に限る。なお、法人等においては、共同経営者等を含む。

③ プレゼンテーション用の資料がある場合は、A4片面刷り5枚以内とし、指定する期日までに、市役所商工観光課へ7部事前にご提出ください。

※提出期日は参加者へ別途通知いたします。

④ パワーポイント等を利用したスライド映像を使用する場合は、当日にパソコンをお持ちください。パソコン側にVGA端子があるもの又は変換アダプタをご用意ください。スクリーン及びプロジェクターは瑞浪市が用意します。各機器の互換性により、やむを得ず使用できない場合がありますので、スライド内容を印刷した資料も、③と同様に準備してください。

※上記③、④以外の媒体を使用することはできません。

※資料等作成にかかる費用は、申請者の負担とし、提出された資料は返却いたしません。

#### 4. ヒアリング

- ① 時間：30分以内
- ② 審査の主な着眼点
  - ・ 創業への熱意、資質
  - ・ 事業の実現可能性
  - ・ 事業の収益性
  - ・ 事業の継続性
  - ・ 事業の地域への波及効果（※重点項目）
  - ・ 事業の有益性（※重点項目）

#### 5. 審査結果の通知

審査の結果は、後日「補助金交付決定通知書」または「補助金不交付決定通知書」により通知します。

※審査の結果（不交付決定の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知願います。